

国営備北丘陵公園特定運営事業 募集要項等の一部修正について

令和8年6月26日
国土交通省 中国地方整備局

令和8年6月1日付で公表しました国営備北丘陵公園特定運営事業の募集要項等について、次のとおり修正しています。

資料1 実施契約書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	64	別紙5 第2章	1	(3)		改定方法	中国地方整備局又は運営権者は、前回改定時の指標に対して1.5% <u>以上</u> の変動が確認できた場合に、サービス対価の改定に応じなければならない。	中国地方整備局又は運営権者は、前回改定時の指標に対して1.5% <u>を超える</u> 変動が確認できた場合に、サービス対価の改定に応じなければならない。
2	65	別紙5 第2章	1	(3)		改定方法	$ \text{改定率} \alpha - 1 \geq 1.5\%$	$ \text{改定率} \alpha - 1 \geq 1.5\%$
3	65	別紙5 第2章	1	(3)		改定方法	計算方法 : $P'_t = P_t \times \text{改定率} \alpha$	計算方法 : $\begin{cases} \alpha > 1.015 \text{ のとき} \\ P'_t = P_t \times (\text{改定率} \alpha - 0.015) \\ \alpha < 0.985 \text{ のとき} \\ P'_t = P_t \times (\text{改定率} \alpha + 0.015) \end{cases}$
4	65	別紙5 第2章	1	(3)		改定方法	※運営業務の実施に係る費用とは、マネジメント業務、企画運営業務、維持点検業務、植物管理業務、計画更新修繕業務、小規模更新修繕業務に係る費用及び光熱水費、並びに運営期間中のその他費用の各費用を指す。改定後のサービス対価は、改定率 α を乗じた改定後の運営業務の実施に係る費用から、入園料及び駐車料に係る収入見込額として提案時に提示した金額を控除して算出するものとする。	※運営業務の実施に係る費用とは、マネジメント業務、企画運営業務、維持点検業務、植物管理業務、計画更新修繕業務、小規模更新修繕業務に係る費用及び光熱水費、並びに運営期間中のその他費用の各費用を指す。改定後のサービス対価は、改定後の運営業務の実施に係る費用から、入園料及び駐車料に係る収入見込額として提案時に提示した金額を控除して算出するものとする。
5	66	別紙5 第2章	3			サービス対価の高騰に係る協議	中国地方整備局は、運営期間中の各四半期におけるサービス対価Bの支払金額が、契約金額の30%を上回った場合、当該物価変動の影響を踏まえ、第50条第1項第5号の規定に基づき、要求水準の変更を申し入れることができる。	中国地方整備局は、運営期間中の各年度におけるサービス対価Bの支払金額が、各年度におけるサービス対価Bの当初契約金額の130%を上回った場合、当該物価変動の影響を踏まえ、第50条第1項第5号の規定に基づき、要求水準の変更を申し入れることができる。